

登米の「春」魅力発信業務に関する企画提案募集要領

この企画提案募集要領は、登米の「春」魅力発信業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 募集事項

- (1) 案件名 登米の「春」魅力発信業務
- (2) 事業内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月18日まで
- (4) 事業費（委託の上限額）
金1,439,900円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

2 参加資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 宮城県内に活動拠点（本店又は営業所等）を有するとともに、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。
- (2) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定により物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- (4) この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- (5) 宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

3 スケジュール（予定を含む）

企画提案募集開始	令和3年11月25日（木）
質問受付締切	令和3年12月3日（金）正午
質問への回答	令和3年12月8日（水）
企画提案書類提出締切	令和3年12月16日（木）午後5時
企画提案の審査（プレゼンテーション）	令和3年12月21日（予定）
選定結果の通知	令和3年12月23日（予定）
契約締結	令和4年1月中旬（予定）

4 応募手続

- (1) 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

受付期限	令和3年12月3日（金）正午
提出方法	指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。 なお、電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
提出先	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部商工・振興班 メールアドレス：et-tmsinbk1@pref.miyagi.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、令和3年12月8日（水）までに宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部のホームページに質問者の名を伏せた上で掲

	載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な案件事項に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。 また、質問の内容によっては回答しないこともある。
--	--

(2) 企画提案書等の提出

提出期限	令和3年12月16日(木)午後5時 必着
提出方法	郵送又は持参とする。
提出先	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所地方振興部商工・振興班 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150番5 宮城県登米合同庁舎4階
提出書類	(1) 応募申込書(様式第2号) : 1部 (2) 企画提案書(任意様式) : 8部 構成については別紙「企画提案書の構成等について」の内容を入れて作成すること。 (3) 参考見積書(任意様式) : 1部 本業務に必要と見込まれる経費を全て計上し、その積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。 なお、金額は「消費税及び地方消費税を含まない額」「消費税及び地方消費税の額」「消費税及び地方消費税を含む額」をすべて記載すること。 (4) 宣誓書(様式第3号) : 1部

(3) 企画提案書の構成

企画提案書は、以下の項目順に作成すること。

- ① 表紙
「法人名」, 「所在地」, 「代表者(職・氏名)」, 「担当者(所属・職・氏名)」 「連絡先(電話番号及びファクシミリ番号並びに電子メールアドレス)」を必ず記載すること。
- ② 目次
- ③ 業務全体のコンセプト
- ④ 本文
仕様書の委託業務内容の項目について、提案内容が具体的に分かるように記載すること。
イ 記事を掲載する紙媒体の名称, 発行予定部数, 発行地域及びその特徴並びに選定の理由等
ロ 掲載内容の企画案
ハ 紙媒体の紙面がイメージできるよう記事及び写真の配置案を提示すること(複数案可)
- ⑤ 実施業務スケジュール
- ⑥ 同種・類似業務の受注実績
イ 過去2年以内に国又は地方自治体から受注した代表的な事業を記載すること。
ロ 官民を問わず、これまでに実施した代表的な事業を記載すること。
- ⑦ 委託業務を確実に実施するための組織体制(業務分担, 担当者名等), 連絡体制(緊急時を含む)

5 業務委託候補者の決定

(1) 審査・選定方法

企画提案者の審査は、県が設置する選定委員会において、基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点において最高点を獲得した人数が最も多かったものを業務委託候補者(以下、「候補者」という。)として選定する。

審査の結果、最高点を獲得した人数が最も多かったものが2人以上あるときは、各委員の評価点を合計した総合点が高いものを候補者とし、また、総合点と同じ場合は、参考見積書記載の見積金額が低いものを候補者とし、さらに、見積金額が同じ場合には、くじ引きにより候補者を決定する。

なお、企画提案者が1者のみであった場合は、選定委員の評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、候補者として決定する。また、企画提案者がいない場合又は候補者がいない場

合には、再度、企画提案者を募集する。

(2) 企画提案の審査（プレゼンテーション）

- ① 開催日 令和3年12月21日（火）午後
- ② 会場 宮城県登米合同庁舎 501会議室
- ③ 実施方法

イ 当日の参加人数は、1企画提案者につき3人以内とする。

ロ 1企画提案者当たりの持ち時間は、30分程度（説明20分、質疑応答10分）とし、県が後日指定する時間割により行うものとする。なお、持ち時間は、企画提案者数により短縮する場合がある。

ハ 事前に提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行うものとする。ただし、追加資料がある場合は、プレゼンテーション開始前に8部提出すること。

ニ プレゼンテーションに当たり、投影機器（インターフェースはHDMI対応）の使用を希望する場合は、企画提案書を提出する際に申し出ること。

なお、パソコン及び電子データはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

ホ 企画提案者が1者の場合であってもプレゼンテーション審査を行う。

(3) 審査基準

審査項目及び配点（合計100点）は次のとおりとする。

① 全体コンセプト（配点15点）

登米地域への誘客・周遊促進となる内容となっているか。（15点）

② 業務の内容（配点70点）

イ 記事の掲載内容が登米地域に関する魅力や情報を十分に伝えるものになっているか。（35点）

ロ 効果的な独自提案がなされているか。（15点）

ハ 十分な周知を図れる内容及び量となっているか。（15点）

ニ 紙掲載の記事とWEBサイト又はSNSの連携が十分に図られているか。（5点）

③ 業務の実行力（配点15点）

イ 企画提案どおりに業務を遂行するための体制が整っているか。（5点）

ロ 業務計画（スケジュール等）は適切か。（5点）

ハ 費用の積算は妥当か。（5点）

(4) 選考結果

① 選定結果については、各企画提案者に書面で通知するとともに、各企画提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

② 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申立ても受け付けないものとする。

(5) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、企画提案者を失格とする。

① 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合

② 本募集要領等に従っていない場合

③ 同一の企画提案者が2つ以上の企画提案書等を提出した場合

④ 5に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合

⑤ 公正な企画提案の執行を妨げたと認められる場合

⑥ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案である場合

6 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受注者の決定

選定委員会において決定した候補者を優先交渉者とし、施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により候補者と契約締結ができない場合は、他の企画提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者を受注者とする。

(2) 契約書の作成

県と受注者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。

(4) その他契約に関する事項

① 契約時における仕様書は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

② 新型コロナウイルス感染症の拡大により事業を実施又は継続することが困難であると認められる場合には、県と受注者が協議の上、業務を中止することがある。また、業務を中止せざるを得ない場合は、それまでの業務に要した費用を支払うものとする。

7 その他

(1) 企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は原則返却しない。

(3) 企画提案書等を提出後に取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式4号）を提出すること。この場合であっても、既に提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 企画提案書等の提出後、内容について説明を求めることがある。

(5) 企画提案に参加する事業者が、災害又は新型コロナウイルス感染拡大等の不可抗力により企画提案を行うことが困難であると認められるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を取り止めることがある。

(6) 提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。